

長浜市立南中学校「いじめ防止基本方針」

いじめ防止のための基本的な方針

(基本理念)

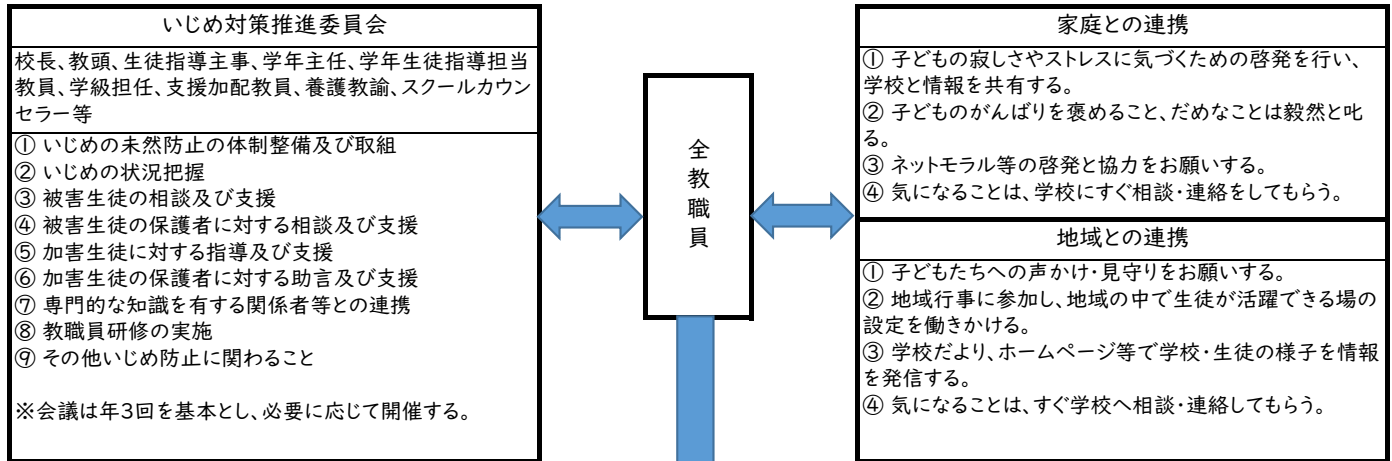
○いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめは、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

○いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、いじめは「人間として絶対に許されない行為」であり、「命に関わる重大な問題である」ことを指導・徹底する。

(学校及び職員の責務)

○いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。



いじめ防止対策の基本となる事項		
いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめに対する対応
・教師がわかる授業づくりを行い、全ての生徒が認められ活躍できる指導を工夫する。 ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。 ・インターネットや携帯電話のモラルについて啓発を行う。 ・日頃から保護者との信頼関係を作る。 ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。 ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用したり、校内人権週間において生徒会等でも、いじめ防止のための「人権アピール」等の取組を行う。	・年間計画に基づき、毎学期に教育相談を実施するとともに、日頃の生徒の声に耳を傾け、職員が情報を共有する。(定期的なアンケートや生活ノート、個別面談、休み時間の様子等) ・休み時間等に生徒の行動を観察しながら注視し、気になることは職員間で共有し連携を図る。 ・定期的なアンケートを実施し、気になる点や生徒について職員間で情報を共有する。また、気になる生徒や必要な生徒については、担任等との面談を実施する。 ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整える。	・いじめ(インターネット上も含む)を発見した場合、いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。 ・必要があれば周りの生徒に聴き取りや調査を行い、事実関係を明らかにする。 ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。 ・臨時の学級会や学年集会等により、いじめ根絶に向けた態度を行き渡らせるようにする。 ・いじめの状況に応じてスクールカウンセラーや市教育センターや市少年センター、民生児童委員等の協力を得て対応する。 ・学校運営協議会と連携し、いじめの根絶に向けた取組を進める。

重大事案への対処	保護者との情報共有と支援・助言	取組の評価・検証
○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。 ① 重大事態が発生した旨を、長浜市教育委員会に速やかに報告する。 ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。 ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。 ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ⑤ 警察との連携が必要な事案は、速やかに情報共有を行う。	○いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行い、理解を得る。 ○また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。	○いじめ防止等の取組について学校評価を通して検証し、その結果を教育委員会及び保護者に提供する。

